資料４－２

令和４年５月２６日

「小・中学校学区再編方針」の補足説明について

学校教育課

１　単式学級と複式学級について

＜単式学級＞

小・中学校ともに、１学級の児童生徒の１時間の授業を、担任または教科担当が一人で授業を進める。

＜複式学級＞　＊別紙資料参照

○１つの教室で、１人の学級担任が、１時間の授業の中で２つの学年の児童を同時に教える。

（例）小学校１，２年生の国語の場合（１時間の授業時間は４５分）

・教室を前後に分けて机を配置し、両方の壁に黒板があり、前と後ろで同時に授業を行う。

・教師は、はじめに１年生の児童に１年生の教科書を使って授業を行う。その間、２年生は漢字ドリル等の自主学習をしている。

・途中から、２年生の児童に２年生の教科書を使って授業を行う。そのとき、１年生には別の課題を与えて、自主的に学習を進められる体制をとる。

・質問等がある場合は、教師が個別に対応し、１年と２年を行ったり来たりする。（通称「わたり」）

→　下の学年の児童が上の学年の内容を先取りして興味をもつことができる反面、気が散って学習に集中できない面がある。

○小学校３～６年生の社会、理科等については、２つの学年の児童が同じ学年の教科書の内容を学習する。Ａ年度・Ｂ年度を設定し、２年間かけて、３，４年または、５，６年の学習内容を履修する。

→　２年間の途中で転校すると、学習内容に空白が生ずる。

２　学校現場から見た統合のメリット・デメリット

＜メリット＞

○「学校教育は、集団での活動や生活を基本とする」（国が定める学習指導要領）ものであり、学校は、「集団の学び」を提供する場である。家庭や塾ではできない集団での学びを実現し、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の環境を形成することにより、個々の児童生徒の健全な成長を促すことができる。

○学習指導要領の指導内容には、集団での学習やグループ活動（合唱、合奏、集団スポーツ、共同製作等）が示されている。集団での活動によって、友達と助け合い、協力することの大切さを学ぶとともに、その活動の喜びや達成感、満足感を味わうことができる。

○児童生徒（特に小学校の低・中学年）にとって、仲間や友達が大勢いることはうれしいことであり、有意義なことである。多くの友達と関わり仲良く楽しく活動したり、ときにはけんかしたりしながら、人間関係調整能力を身に付け、精神的に成長していく。また、クラス替えによりさらに多くの友達と関わり、自分と相性が合う「親友」と巡り合うこともできる。（複数の同性、異性の存在）

<デメリット>

〇一番のデメリットは、通学時間の増加に伴う活動の制限である。スクールバス等を利用することにより、朝や放課後の活動時間が他の児童生徒より少なくなることが考えられる。

→　校時表の変更や活動時間の厳守により、他の児童生徒と同様の活動内容と時間を保証する。

〇統合により、今まで実践していた地域学習の回数や地域住民と触れ合う機会が少なくなる。

→　統合後も、体験学習や総合的な学習の時間を活用し、広く地域やその伝統・文化に触れるように努める。

３　統合にかかわる学校の対応

<統合前の対応>

・統合が決まった場合、統合する１年前から特別な加配教員（臨時職員）が１名配置される。

・統合に向けて児童生徒が統合後に履修していない学習内容がないように、教育課程の調整が行われる。（複式を解消し、Ａ年度、Ｂ年度の履修漏れがないようにする。）

・合同授業や交流学習を計画的、継続的に実施し、児童生徒の不安や心配（人間関係等）が解消されるよう配慮する。

<統合後の対応>

・統合後の１年間も、特別な加配教員（臨時職員）が１名配置される。

・統合する前の学校から統合後の学校に、数人の教職員が意図的に異動され、児童生徒のケアにあたる。統合した児童生徒の学習面、生活面（心のケアを含め）で、個別に丁寧な支援ができる体制をとる。

・人間関係のトラブルが生じた場合には、担任及び生徒指導主任等が保護者と連携しながら対応し、事後のケアも含めて本人の成長につなげるよう支援していく。

【 資料１ 】 小・中学校学級編制基準

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第３条及び第４条に基づき、新潟県の公立小・中学校の学級編制基準は次のように定められています。

＜小学校＞

○同学年の児童で編制する１学級の児童数は、第１学年から第３学年までは原則として３５人以下とし、第４学年から第６学年までは、原則として４０人以下とする。

○引き続く２の学年の児童数の合計が１６人以下の場合は、１学級編制（複式学級）とする。ただし、第１学年の児童を含む学級にあっては、８人以下を１学級編制（複式学級）とする。

○飛び複式学級のいずれか１の学年の児童数が８人（第１学年を含む学級にあっては、いずれか１の学年の児童数が４人）を超えるものについては、当該２個学年による飛び複式学級は編制しない。

＜中学校＞

○同学年の生徒で編制する１学級の生徒数は、４０人以下とする。

○引き続く２の学年の生徒数の合計が８人以下の場合は、１学級編制（複式学級）とする。ただし、引き続く２の学年が第１学年と第３学年の場合、いずれか１の学年の生徒数が４人を超えるものについては、飛び複式学級は編制しない。

【 資料２ 】 教職員の配置基準

小・中学校の教職員の配置は、学級数を基に配当数が定められています。学級数と配当人数は、以下のとおりです。 （例）８人の場合、校長１人、教頭１人、学級担任（教諭）６人

＜小学校＞

１学級：２人	２学級：３人	３学級：５人	４学級：６人	５学級：７人
６学級：８人	７学級：10人	８学級：11人	９学級：12人	10学級：13人
11学級：14人	**12学級：15人**	13学級：16人	14学級：17人	15学級：18人
16学級：19人	17学級：20人	18学級：21人	・・・	

＜中学校＞ ＊中学校は、教科担任制のため小学校より配当数が多い。

１学級：４人	２学級：６人	３学級：８人	４学級：９人	５学級：10人
６学級：11人	７学級：13人	８学級：15人	**９学級：16人**	10学級：18人
11学級：20人	12学級：21人	13学級：22人	・・・	

＜令和４年度 **東中学校**の場合＞

通常学級９、特別支援学級２　→　学級数１１：教職員配当数２０人

＋　加配３（通級指導、複数担任制）　合計２２人

校長１人、教頭１人、教科担任（教諭）２０人

国語３、社会２、数学４、理科２、英語３、音楽１、美術１、技術１、家庭１、保健体育２

＜令和４年度 **第五中学校**の場合＞

通常学級３、特別支援学級２　→　学級数５：教職員配当数１０人

校長１人、教頭１人、教科担任（教諭）８人

国語１、社会１、数学２、理科１、英語１、音楽１、美術０、技術０、家庭０、保健体育１

★美術・技術・家庭科の教諭が不在のため、技術の兼務教諭１名、美術と家庭科の非常勤講師を２名配置している。（数学の２人のうち１人は新採用教諭）

＜令和４年度 **鯖石小学校**の場合＞

通常学級４、特別支援学級１　→　学級数５：教職員配当数７人

校長１人、教頭１人、学級担任（教諭）５人

＜令和４年度 **高柳小学校**の場合＞

通常学級２、特別支援学級１　→　学級数３：教職員配当数＊４人　＋　加配１（少人数）計５人

校長１人、教頭０人、学級担任（教諭）４人

【 資料３ 】 部活動の設置状況（令和４年度）

＜東中学校＞

陸上部　卓球部　野球部　ソフトテニス部（男）　ソフトテニス部（女）

バスケットボール部（男）　バレーボール部（女）　水泳部（特設）　駅伝部（特設）

吹奏楽部　科学部　アート部

＜第五中学校＞

野球部　卓球部　吹奏楽部　＊特設は予定なし